

感染症発生時における職員の派遣に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、三重県（以下「県」という。）及び三重県母子生活支援施設協議会（以下「三母協」という。）が相互協力し、三重県内の母子生活支援施設において感染症が発生した場合に、当該施設（以下「感染症発生施設」という。）に職員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症及び新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定する新型インフルエンザ等をいう。
- (2) 県内施設 県内に開設された母子生活支援施設をいう。
- (3) 登録施設 次条第3項の規定により当該施設に勤務する職員が候補者名簿に登録された施設をいう。

(候補者名簿)

第3条 三母協は、県内施設で感染症が発生した場合に備えて、感染症発生施設に派遣する職員の候補者を登録した名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成するものとする。

- 2 県内施設の施設長は、派遣する職員の候補者の氏名その他必要な事項を記載した申請書に必要書類を添えて、三母協に候補者名簿の登録を申請することができる。
- 3 三母協は、前項の規定による登録の申請があった場合においてその内容が真正であると認められるときは、当該候補者を候補者名簿に登録する。

(感染症発生施設からの派遣依頼)

- 第4条 登録施設の職員又は入所者が感染症にかかっていると診断されたことに伴い、ケアを行う職員が不足すると見込まれるときは、感染症発生施設の施設長は、自施設が属する法人の他の施設の職員の配置換え等の措置を講じるよう法人に要請し、職員の不足に対応するものとする。
- 2 感染症発生施設の施設長は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足すると認めるときは、県に職員の派遣を依頼することができる。

(県からの派遣依頼)

第5条 県は、前条第2項の規定による派遣の依頼を受けたときは、三母協に対して職員の派遣を依頼するものとする。

(候補者の選定)

第6条 三母協は、前条の規定による依頼を受けたときは、候補者名簿に登録された者の中から当該施設に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の協議)

第7条 三母協は、前条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設の施設長と、当該候補者の派遣について協議するものとする。

(協議成立の通知)

第8条 三母協は、前条の規定により協議した登録施設の施設長が派遣を承諾したときは協議が成立した旨その他必要な事項を県に通知するものとする。

(派遣の決定)

第9条 県は、前条の規定による通知を受けたときは、職員の派遣を決定し、派遣を承諾した施設長（以下「派遣元」という。）及び感染症発生施設の施設長（以下「派遣先」という。）に対し、派遣を決定した旨その他必要な事項を通知するものとする。

(傷害補償)

第10条 県及び三母協は、派遣元に対し、派遣する職員にかかる傷害保険への加入を要請するとともに、その補償内容について派遣元との調整を行うものとする。

(派遣協定の締結)

第11条 派遣元と派遣先は、派遣協定書（別記様式）の例により派遣協定を締結するものとする。

(職員の派遣)

第12条 派遣元は、前条に規定する派遣協定に従い、感染症発生施設に職員を派遣するものとする。

(健康観察等)

第13条 県は、派遣が終了した職員に対し、県が調整する施設等において、派遣先での勤務環境や業務内容等を踏まえ、必要に応じた健康観察及びPCR検査等を行うものとする。

なお、健康観察の期間及び検査時期等については、県、派遣元及び三母協との協議の上、決定するものとする。

(周知)

第14条 県及び三母協は、この覚書の内容について、県内施設の施設長に周知を図り、理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(事務)

第15条 この覚書に関する県の事務は子ども・福祉部子育て支援課で行う。

(定めのない事項等)

第16条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義を生じた事項については、県及び三母協は、誠意を持って協議するものとする。

本書2通を作成し、県及び三母協が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月27日

三重県
三重県知事

三重県母子生活支援施設協議会
会長